



令和8年8月7日からIHCでは

なりすまし型偽投資広告を掲載する行為

及び

「送金犯罪」の依頼又は誘引行為

を**「違法情報」**として通報を受け付けています。

※ IHC：インターネット・ホットラインセンター（Internet Hotline Center）

IHCの運用ガイドラインを改定

！ 次のような情報は、**違法情報**に該当し得るものとして、IHCへの通報対象となります。

なりすまし型偽投資広告を掲載する行為



こんにちは、〇〇です。

100万→1億円

利益100倍！！

私の無料投資グループで、
急騰銘柄を提供！
★毎月10%以上のリターン



ここをクリック
〇〇のグループに参加

著名人等になりすまして
当該著名人等の名義を無断で使用した

- 投資実績を表示する広告
- 投資セミナーに勧誘する広告

等

「送金犯罪」の依頼又は誘引行為



★誘引行為の例

副業紹介します！

【内容】

送金アプリや銀行口座に振り込まれた
お金を指定の口座に振り込むだけ！

【報酬】

送金する際、送金分の5%を報酬として
差し引いてください。

①「依頼行為」

・特定の者に対して、送金の依頼等をする
よう働きかけること

②「誘引行為」

・送金する者を募集する等、自らの意思を
間接的に表示して誘いかけ、相手方となる
者の申込みを待つこと

※「送金犯罪」の詳細については、警察庁ホームページを参照



香川県警察本部サイバー対策課

087-833-0110



インターネット・
ホットラインセンター
INTERNET HOTLINE CENTER JAPAN

<https://www.internethotline.jp>

